

原子力関連施設に対するテロへの対策

核テロの脅威

原子力関連施設に対するテロが発生した場合には、国民の生命・身体に重大な危険が生じるおそれがあるほか、政治的、経済的、社会的及び精神的に計り知れない影響が生じる可能性があります。国際社会においても、平成 22 年 4 月に米国・ワシントンで開催された核セキュリティ・サミットにおいて、「核テロは、国際安全保障に対する最も挑戦的な脅威の一つ」であることが確認されています。

また、福島第一原子力発電所事故の発生を受け、冷却機能の喪失等により原子炉が管理不能の状態に陥り、放射性物質等が異常な水準で外部に放出されるなどの事態が、自然災害のみならずテロリスト等による妨害破壊活動によっても発生し得ることが懸念されるに至りました。



ソウル核セキュリティ・サミット（3月、韓国）(時事)

政府における取組

このような懸念を踏まえ、政府の国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部は「**原子力発電所等に対するテロの未然防止対策の強化について**」(平成 23 年 11 月 14 日)を決定し、防護措置の強化、内部脅威対策の強化等を行うこととしました。

防護措置の強化として、23 年 12 月に経済産業省令が改正され、原子力事業者が周辺防護区域の外側に「立入制限区域」を設けてフェンス等により人が容易に立ち入ることを防止することとしたほか、海水冷却ポンプ等の屋外の重要な設備にも障壁を設置することとなりました。また、内部脅威対策の強化として、防護区域内の主要設備における保守・点検時等の一人での立入りの禁止（ツーマンルール）の徹底を行うこととなりました。

さらに、24 年 9 月、原子力利用における安全の確保に関することを所掌する**原子力規制委員会**が環境省の外局として設置されました。原子力規制委員会は、同年 12 月、核セキュリティの強化を着実に推し進めるために**核セキュリティに関する検討会**の設置を決定しました。この検討会においては、内部脅威対策として、個人の**信頼性確認制度**の導入に係る検討が行われることとなっています。

警察における取組

警察では、テロリスト等が施設に接近したり、内通者が従業員等として浸透したりしないようにするため、脅威情報の収集・分析、事業者と連携したパトロールや機械警備による不審者の監視、万が一テロが発生した場合に備えた警備体制の確立等を行うなど、原子力発電所に対する総合的なテロ対策を推進しています。

■ 警戒警備の強化

米国同時多発テロ事件の発生以降、警察では、サブマシンガンやライフル銃、防弾仕様の警備車を備えた銃器対策部隊が24時間体制で原子力関連施設を警戒しているほか、テロ事案発生時には、高度な制圧能力を有する特殊部隊（SAT）を投入する二段構えの体制をとっています。

また、福島第一原子力発電所事故を踏まえ、原子力建屋のみならず、冷却設備や電源設備等、枢要施設に対する警戒範囲を拡大するなど警戒要領を見直すとともに、原子力関連施設の警戒警備に従事する地方警察官 216 人の増員、装備資機材の整備・拡充等により、原子力関連施設に対する警戒警備体制を強化しています。



銃器対策部隊

■ 原子力事業者との連携

原子力事業者との間では、原子力規制委員会等と連携して、警察庁職員が事業所等に定期的に立入検査を行うとともに、原子力規制委員会等に対して治安当局の立場から意見を陳述することなどにより、事業者が定める核物質防護規定が実効あるものとなるよう対策を推進しています。

■ 自衛隊との共同訓練

警察力では対応できないと認められる事案が発生した場合に備え、警察と自衛隊との間で共同訓練を実施しています。

24 年 6 月には、愛媛県警察が原子力発電所敷地内における自衛隊との共同実動訓練を全国で初めて実施しました。



自衛隊との共同訓練